

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等の一部を改正する件（案）（ボイラーメンテナンス職種）について（概要）

令和 3 年 6 月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）をそれぞれ掲げているところ、企業単独型技能実習における社内検定を活用した企業独自の職種を追加する場合にあっては、法務大臣及び厚生労働大臣が、別表第1第7号に基づき技能実習評価試験を、別表第2第8号に基づき移行対象職種・作業をそれぞれ告示で定めることとしている。

本件は、この法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験等として、三浦工業株式会社におけるボイラーメンテナンス職種に係る技能実習評価試験及び移行対象職種・作業を追加するものである。

2 改正の概要

ボイラーメンテナンス職種に関し、該当部分にそれぞれ次のように追加する。

【別表第1第7号関係】（技能実習評価試験）

職種	作業	試験	試験実施者
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業	ボイラーメンテナンス技能実習評価試験	三浦工業株式会社

【別表第2第8号関係】（移行対象職種・作業）

職種	作業
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業

3 根拠法令

規則別表第1第7号及び別表第2第8号

4 施行期日等

公布日 令和4年7月頃（予定）
適用日 公布日